



総コ推第175号
平成29年11月29日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会長 道上 達也 様

枚方市長 伏見 隆

諮問第606号

街頭における無線通信式防犯カメラでの撮影によって取得した
保有個人情報の外部提供について（諮問）

街頭における無線通信式防犯カメラでの撮影によって取得した保有個人情報を下記の方法により外部提供することについて、枚方市個人情報保護条例第10条第3項第6号の規定により諮問いたします。

記

1 目的

街頭における無線通信式防犯カメラで撮影・録画した画像を、捜査機関等（警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関。以下同じ。）からの求めに応じ専用パソコンを使って取り出した上で、当該捜査機関等に対し外部提供することについては、平成26年8月28日付け諮問第461号により貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。

現在、本答申に基づく枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領に則って、外部提供を行っているところです。具体的には、原則として、本市職員が画像を取り出し当該捜査機関等に提供しています（同要領第10条、第11条）が、本市を管轄している枚方警察署及び交野警察署については、画像取り出しに関する協定を締結し、夜間、休日等において緊急を要する犯罪捜査のため、特に必要があると認めるときには、当該警察署の職員が専用パソコンを用いて直接画像を取り出すこととしています（同要領第12条）。

防犯カメラは本市における犯罪の未然防止を目的として設置したものであり、犯罪発生時に迅速に画像を警察に提供できる体制を充実することにより、犯罪の未然防止の効果を更に高めることを目的として、今般、本市を管轄している枚方警察署及び交野警察署については、夜間、休日以外においても、当該警察署の職員が専用パソコンを用いて直接画像を取り出すことができることとするものです。本諮問は、このことに対応するものです。

2 外部提供する保有個人情報の項目

特定の個人が識別され得る画像

3 外部提供先及び外部提供方法

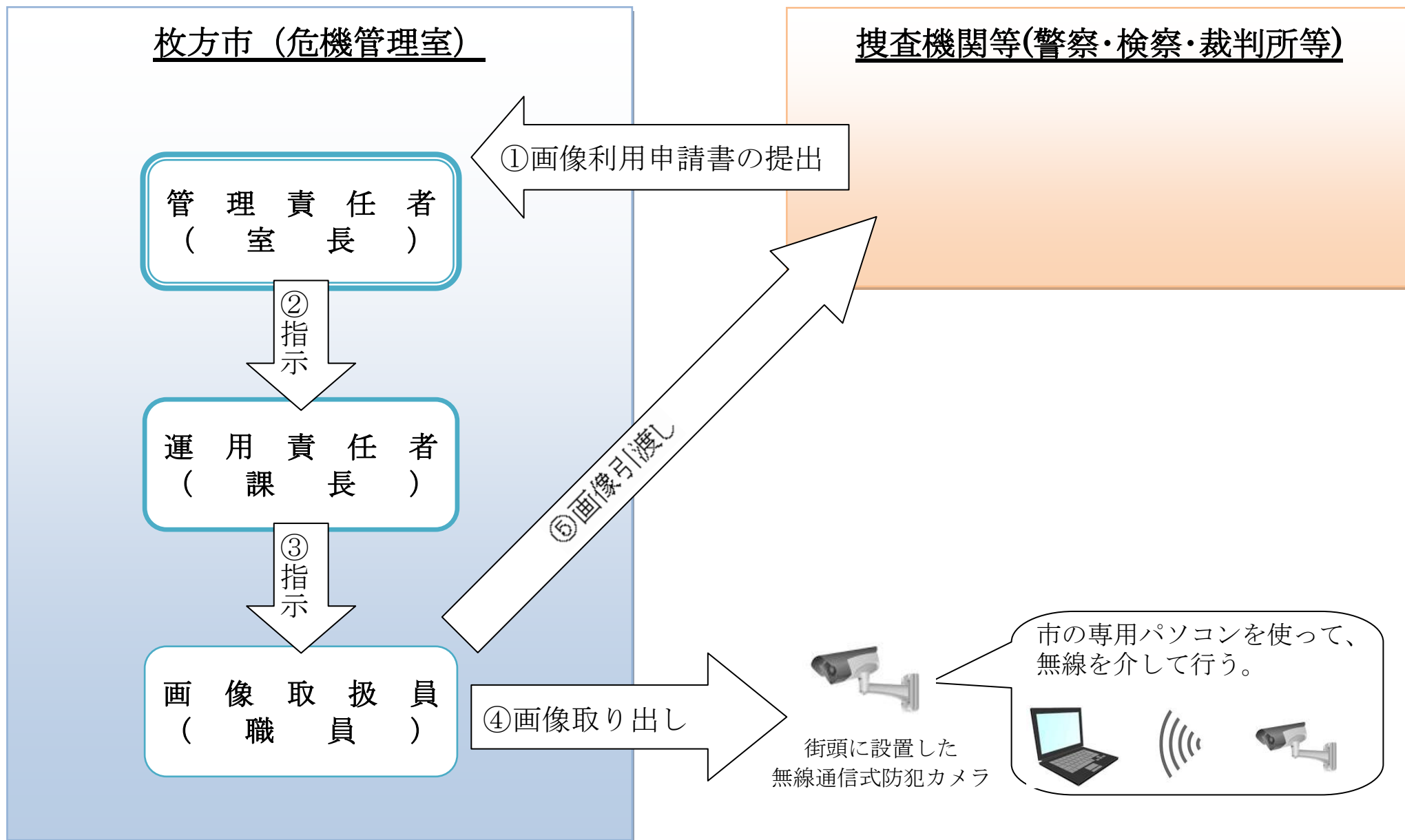
①枚方警察署及び交野警察署

当該警察署の職員が専用パソコンを用いて直接画像を取り出し。

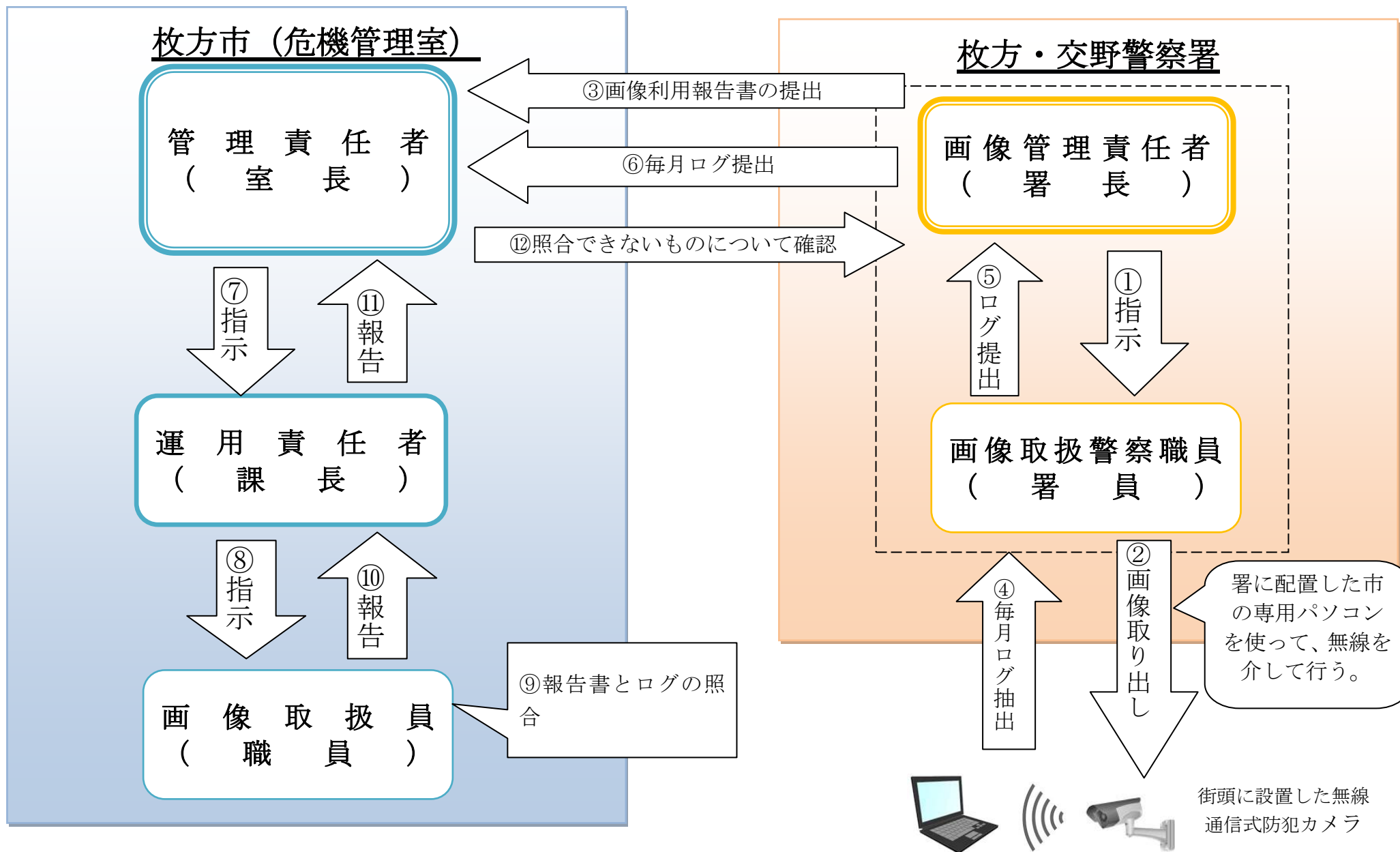
②上記①の警察署以外の捜査機関等

本市職員が画像を取り出し、当該捜査機関等に提供。

『枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領』チャート図 《枚方警察署及び交野警察署以外の捜査機関等》



『枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領』チャート図 《枚方警察署及び交野警察署》



枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、市民の日常の生活の安全を確保するとともに、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を図るため、無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の予防を目的として、本市が街頭に設置する撮像機器で、録画機能を有し、かつ、当該撮像機器が有する無線通信機能を用いて録画した画像の取り出しを行えるものをいう。
- (2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮影され、録画をされた映像情報をいう。
- (3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。

（基本原則）

第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用は、第1条に規定する無線通信式防犯カメラの設置目的に則して行うこと。
 - (2) 無線通信式防犯カメラの設置に当たっては、無線通信式防犯カメラによる撮影及び録画が行われていることを、設置場所の見やすい箇所に表示板等を掲示する等して、市民に十分に周知すること。
 - (3) 無線通信式防犯カメラには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。
- 2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。
- (1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が保存されるよう適切に管理すること。
 - (2) 画像は、犯罪の未然防止及び犯罪発生時への対応のために必要な場合に限って利用し、又は提供することとし、他の目的で使用しないこと。
- 3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。
- (1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

- (2) 専用パソコンは、施錠設備がある保管庫その他適切な場所において保管する等紛失、盗難等に対する対策を講ずること。

(設置区域)

第4条 無線通信式防犯カメラは、大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署から提供される犯罪情報に則して、必要な区域に設置するものとする。

(稼働時間)

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して概ね7日間とする。ただし、犯罪の未然防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。

- 2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。
- 3 画像のモニター設備は、取り付けない。

(管理責任者等の設置)

第7条 無線通信式防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を行うため、危機管理室に、無線通信式防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）、無線通信式防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）及び画像取扱員を置く。

- 2 管理責任者は、危機管理室長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。
 - (1) 無線通信式防犯カメラを設置する区域の選定に関すること。
 - (2) 画像の保存及び管理に関すること。
 - (3) 捜査機関等（警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関をいう。以下同じ。）に対する画像の提供に関すること。
 - (4) 画像取扱員の選任に関すること。
- 3 運用責任者は、防犯担当の危機管理室課長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。
 - (1) 無線通信式防犯カメラ及び専用パソコンの運用、保守及び維持管理に関すること。
 - (2) 画像の取り出しに関すること。
- 4 画像取扱員は、危機管理室の職員のうち管理責任者が選任した者とし、画像の取り出し並びに画像の保存、管理及び提供に係る事務を担当する。

(画像管理責任者等の設置)

第8条 大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に画像管理責任者を置く。

2 画像管理責任者は、大阪府枚方警察署長及び大阪府交野警察署長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 画像管理運用規程を定め、画像の適切な運用、保存及び管理並びに専用パソコンの適切な運用、保守及び維持管理を行うこと。
- (2) 無線通信式防犯カメラからの画像の取り出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。
- (3) 前号により選任した画像取扱警察職員の名簿を作成し、管理責任者に提出すること。

（専用パソコンの配置）

第9条 専用パソコンは、危機管理室並びに大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に配置する。

（画像の利用）

第10条 管理責任者は、犯罪発生時の迅速な対応等を図るため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取り出しを指示するものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取り出しの対象となる無線通信式防犯カメラ及び画像の日時その他画像の取り出しに際して必要な事項を指示するものとする。

3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（様式第1号）に必要な事項を記録しなければならない。

4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

（画像の外部提供手続）

第11条 管理責任者は、捜査機関等から画像の利用申請があったときは、当該捜査機関等に対し、事前に、枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪発生時の迅速な対応等を図ることにより、本市における犯罪の未然防止の効果を更に高めるため、画像管理責任者は、画像取扱警察職員をして、各警察署に配置する専用パソコンを用いて、画像を取り出させることができるものとする。この場合において、画像管理責任者は、遅滞なく、管理責任者に対し、枚方市

無線通信式防犯カメラ画像利用報告書兼誓約書（様式第3号）を提出するものとする。

- 3 画像取扱員は、前項後段の規定による利用報告書の提出があったときは、運用責任者の指示に従い、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳に必要な事項を記録するものとする。
- 4 管理責任者は、第2項の規定による画像の取り出し状況を確認するため、画像管理責任者に対し、毎月、各警察署に配置する専用パソコンに記録された画像の取り出し履歴に係る情報の提出を求めるものとする。

（守秘義務）

第12条 無線通信式防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

（無線通信式防犯カメラの設置に係る報告等）

- 第13条 管理責任者は、無線通信式防犯カメラの設置状況について取りまとめ、年1回、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。
- 2 管理責任者は、この要領の基準を満たさない無線通信式防犯カメラを設置しようとする場合は、あらかじめ、当該無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の保護に関し必要な事項を枚方市情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳

年 月 日

申 請 者	機 関 名	氏 名	
利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 捜査のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他（理由 _____）		
防犯カメラ設置場所 (防犯カメラ番号)	(_____)		
	(_____)		
	(_____)		
	(_____)		
	(_____)		
画 像 取 出 日 (画像取扱員名)	年 月 日	<input type="checkbox"/> 枚方市 <input type="checkbox"/> 枚方警察署 <input type="checkbox"/> 交野警察署	
特 記 事 項			

枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書

年 月 日

枚方市長 殿

申請者（所属長）

役職

氏名

印

下記のとおり、枚方市無線通信式防犯カメラ画像の利用を申請します。

記

利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> 罪名(手口) 発生日 年 月 日 () 内 容 ・ 割出し ・ 現場確認 ・ 裏付け その他 () </td> </tr> </table>	罪名(手口) 発生日 年 月 日 () 内 容 ・ 割出し ・ 現場確認 ・ 裏付け その他 ()
	罪名(手口) 発生日 年 月 日 () 内 容 ・ 割出し ・ 現場確認 ・ 裏付け その他 ()	
<input type="checkbox"/> その他 (理由)		

防犯カメラ設置 場所・抽出日時 (防犯カメラ番号)	設置場所 (-) 枚方市
	抽出日時: 月 日 : ~ 月 日 :
	設置場所 (-) 枚方市
	抽出日時: 月 日 : ~ 月 日 :
	設置場所 (-) 枚方市
抽出日時: 月 日 : ~ 月 日 :	
設置場所 (-) 枚方市	
抽出日時: 月 日 : ~ 月 日 :	

誓 約 書

上表記載の利用目的以外に使用せず、用済み後は速やかに削除することを誓約します。

所属

氏名

警電

印

画像取出日	年 月 日 : ~ :	担当	(危機管理室)
-------	-------------	----	---------

決裁欄

室 長	副参事	課 長	課長代理	係 長	主 任	係 員

枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用報告書兼誓約書

年 月 日

枚方市長 殿

申請者 (画像管理責任者)

役職

氏名

印

下記のとおり、枚方市無線通信式防犯カメラ画像を利用したので報告します。
記

利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 事件捜査 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> 罪名(手口) 発生日 年 月 日 () 内 容 ・ 割出し ・ 現場確認 ・ 裏付け その他 () </td> </tr> </table>	罪名(手口) 発生日 年 月 日 () 内 容 ・ 割出し ・ 現場確認 ・ 裏付け その他 ()
	罪名(手口) 発生日 年 月 日 () 内 容 ・ 割出し ・ 現場確認 ・ 裏付け その他 ()	
<input type="checkbox"/> その他 (理由)		
防犯カメラ設置 場所・抽出日時 (防犯カメラ番号)	設置場所 (-) 枚方市 抽出日時: 月 日 : ~ 月 日 :	
	設置場所 (-) 枚方市 抽出日時: 月 日 : ~ 月 日 :	
	設置場所 (-) 枚方市 抽出日時: 月 日 : ~ 月 日 :	
	設置場所 (-) 枚方市 抽出日時: 月 日 : ~ 月 日 :	
	設置場所 (-) 枚方市 抽出日時: 月 日 : ~ 月 日 :	
画像取出日時	年 月 日 () : ~ :	
<p>誓 約 書</p> <p>上表記載の利用目的以外に使用せず、用済み後は速やかに削除することを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">所属 氏名 印 警電</p>		

決裁欄

室 長	副参事	課 長	課長代理	係 長	主 任	係 員

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、市民の日常の生活の安全を確保するとともに、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を図るため、無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用について定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の予防を目的として、本市が街頭に設置する撮像機器で、録画機能を有し、かつ、当該撮像機器が有する無線通信機能を用いて録画した画像の取り出しを行えるものをいう。</p> <p>(2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮影・録画をされた映像情報をいう。</p> <p>(3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用は、第1条に規</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、市民の日常の生活の安全を確保するとともに、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を図るため、無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用について定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の予防を目的として、本市が街頭に設置する撮像機器で、録画機能を有し、かつ、当該撮像機器が有する無線通信機能を用いて録画した画像の取り出しを行えるものをいう。</p> <p>(2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮影され、録画をされた映像情報をいう。</p> <p>(3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用は、第1条に規</p>

定する無線通信式防犯カメラの設置目的に則して行うこと。

(2) 無線通信式防犯カメラの設置に当たっては、その設置場所を市民に十分に周知すること。

(3) 無線通信式防犯カメラには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が記録されるよう適切に管理すること。

(2) 画像は、犯罪の未然防止及び犯罪発生時への対応のために必要な場合に限って利用し、又は提供することとし、他の目的で使用しないこと。

3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

(2) 専用パソコンは、施錠設備がある保管庫その他適切な場所において保管する等紛失、盗難等に対する対策を講ずること。

(設置区域)

第4条 無線通信式防犯カメラは、大阪府枚方警察署及び大阪府交野

定する無線通信式防犯カメラの設置目的に則して行うこと。

(2) 無線通信式防犯カメラの設置に当たっては、無線通信式防犯カメラによる撮影及び録画が行われていることを、設置場所の見やすい箇所に表示板等を掲示する等して、市民に十分に周知すること。

(3) 無線通信式防犯カメラには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が保存されるよう適切に管理すること。

(2) 画像は、犯罪の未然防止及び犯罪発生時への対応のために必要な場合に限って利用し、又は提供することとし、他の目的で使用しないこと。

3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

(2) 専用パソコンは、施錠設備がある保管庫その他適切な場所において保管する等紛失、盗難等に対する対策を講ずること。

(設置区域)

第4条 無線通信式防犯カメラは、大阪府枚方警察署及び大阪府交野

警察署から提供される犯罪情報に則して、必要な区域に設置するものとする。

2 無線通信式防犯カメラを設置した区域(以下「設置区域」という。)

内の道路、歩道、広場等においては、無線通信式防犯カメラによる映像の録画が行われていることを市民が認識することができるよう、見やすい箇所に表示板等を掲示するものとする。

(稼働時間)

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して概ね7日間とする。ただし、犯罪防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

3 画像のモニター設備は、取り付けない。

(管理責任者等の設置)

第7条 無線通信式防犯カメラの適正な管理及び運用を行うため、危機管理室に、無線通信式防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)、無線通信式防犯カメラ運用責任者(以下「運用責任者」という。)及び画像取扱員を置く。

2 管理責任者は、危機管理室長とし、次の各号に掲げる事務を担当

警察署から提供される犯罪情報に則して、必要な区域に設置するものとする。

2 (削除)

(稼働時間)

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して概ね7日間とする。ただし、犯罪の未然防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

3 画像のモニター設備は、取り付けない。

(管理責任者等の設置)

第7条 無線通信式防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を行うため、危機管理室に、無線通信式防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)、無線通信式防犯カメラ運用責任者(以下「運用責任者」という。)及び画像取扱員を置く。

2 管理責任者は、危機管理室長とし、次の各号に掲げる事務を担当

する。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置区域の選定に関すること。
- (2) 画像の保存及び管理に関すること。
- (3) 捜査機関等（警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関をいう。以下同じ。）に対する画像の提供に関すること。
- (4) 画像取扱員の選任に関すること。

3 運用責任者は、防犯担当の危機管理室課長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の保守及び維持管理に関すること。
- (2) 無線通信式防犯カメラ及び専用パソコンの保守及び維持管理に関すること。

4 画像取扱員は、危機管理室の職員のうち管理責任者が選任した者とし、無線通信式防犯カメラからの画像の取り出しを担当する。

（画像管理責任者等の設置）

第8条 大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に画像管理責任者を置く。

2 画像管理責任者は、大阪府枚方警察署長及び大阪府交野警察署長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

する。

- (1) 無線通信式防犯カメラを設置する区域の選定に関すること。
- (2) 画像の保存及び管理に関すること。
- (3) 捜査機関等（警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関をいう。以下同じ。）に対する画像の提供に関すること。
- (4) 画像取扱員の選任に関すること。

3 運用責任者は、防犯担当の危機管理室課長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) （削除）
- (1) 無線通信式防犯カメラ及び専用パソコンの運用、保守及び維持管理に関すること。
- (2) 画像の取り出しに関すること。

4 画像取扱員は、危機管理室の職員のうち管理責任者が選任した者とし、画像の取り出し並びに画像の保存、管理及び提供に係る事務を担当する。

（画像管理責任者等の設置）

第8条 大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に画像管理責任者を置く。

2 画像管理責任者は、大阪府枚方警察署長及び大阪府交野警察署長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 画像管理運用規程を定め、画像及び専用パソコンの適切な管理及び運用を行うこと。

(2) 無線通信式防犯カメラからの画像の取り出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。

(3) (なし)

(専用パソコンの配置等)

第9条 専用パソコンは、危機管理室並びに大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に配置する。

2 前項の規定による専用パソコンの配置台数は、次のとおりとする。

(1) 危機管理室 2台

(2) 大阪府枚方警察署 1台

(3) 大阪府交野警察署 1台

(画像の利用)

第10条 管理責任者は、第1条の目的を達するため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取り出しを指示するものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取り出しの対象となる無線通信式防犯カメラ及び画像の日時その他画像の取り出しに際して必要な事項を指

(1) 画像管理運用規程を定め、画像の適切な運用、保存及び管理並びに専用パソコンの適切な運用、保守及び維持管理を行うこと。

(2) 無線通信式防犯カメラからの画像の取り出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。

(3) 前号により選任した画像取扱警察職員の名簿を作成し、管理責任者に提出すること。

(専用パソコンの配置)

第9条 専用パソコンは、危機管理室並びに大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に配置する。

2 削除

(画像の利用)

第10条 管理責任者は、犯罪発生時の迅速な対応等を図るため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取り出しを指示するものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取り出しの対象となる無線通信式防犯カメラ及び画像の日時その他画像の取り出しに際して必要な事項を指

示するものとする。

3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（様式第1号）に必要な事項を記録しなければならない。

4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

（画像の外部提供手続）

第11条 管理責任者は、捜査機関等から画像の利用申請があったときは、捜査機関等に対し、事前に、枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

（緊急時における画像の外部提供の特例）

第12条 前条の規定にかかわらず、大阪府枚方警察署長及び大阪府交野警察署長は、夜間、休日等において緊急を要する犯罪捜査のため、特に必要があると認めるときは、画像取扱警察職員をして、各警察署に配置する専用パソコンを用いて、画像を取り出すことができる。この場合において、各警察署長は、遅滞なく、管理責任者に対し、枚方市無線通信式防犯カメラ画像緊急利用申請書兼誓約書（様式第3号）を提出するものとする。

示するものとする。

3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（様式第1号）に必要な事項を記録しなければならない。

4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

（画像の外部提供手続）

第11条 管理責任者は、捜査機関等から画像の利用申請があったときは、当該捜査機関等に対し、事前に、枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪発生時の迅速な対応等を図ることにより、本市における犯罪の未然防止の効果を更に高めるため、画像管理責任者は、画像取扱警察職員をして、各警察署に配置する専用パソコンを用いて、画像を取り出させることができるものとする。この場合において、画像管理責任者は、遅滞なく、管理責任者に対し、枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用報告書兼誓約書（様式第3号）を提出するものとする。

2 画像取扱員は、前項後段の規定による **利用申請書** の提出があったときは、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳に必要な事項を記録するものとする。

3 管理責任者は、第1項の規定による緊急時における画像の取り出し状況を確認するため、**大阪府枚方警察署長及び大阪府交野警察署長** に対し、毎月、各警察署に配置する専用パソコンに記録された画像の取り出し履歴に係る情報の提出を求めるものとする。

(守秘義務)

第 **13** 条 無線通信式防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(無線通信式防犯カメラの設置に係る報告等)

第 **14** 条 管理責任者は、無線通信式防犯カメラの設置状況について取りまとめ、年1回、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

2 管理責任者は、この要領の基準を満たさない無線通信式防犯カメラを設置しようとする場合は、あらかじめ、当該無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の保護に関し必要な事項を枚方市情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(補則)

第 **15** 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 画像取扱員は、前項後段の規定による **利用報告書** の提出があったときは、**運用責任者の指示に従い**、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳に必要な事項を記録するものとする。

4 管理責任者は、第2項の規定による画像の取り出し状況を確認するため、**画像管理責任者** に対し、毎月、各警察署に配置する専用パソコンに記録された画像の取り出し履歴に係る情報の提出を求めるものとする。

(守秘義務)

第 **12** 条 無線通信式防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(無線通信式防犯カメラの設置に係る報告等)

第 **13** 条 管理責任者は、無線通信式防犯カメラの設置状況について取りまとめ、年1回、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

2 管理責任者は、この要領の基準を満たさない無線通信式防犯カメラを設置しようとする場合は、あらかじめ、当該無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の保護に関し必要な事項を枚方市情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(補則)

第 **14** 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。